

(四) 共同委員会は、×年一回、×月之ヲ開催し、労働条件に關する

問題を再協議決定すること

(五) 市電は本協約締結期間中に於ては労働条件の低下、並に賃

金は絶對行はぶること

(六) 東京交通労働組合は本協約締結期間中は産業平和を攪亂す

如き不穩な行動を行はぶるは勿論、進んで能率増進に協

(七) 市電は當局對東支の査問委員会に於て協議決定すること

ルは處罰による誠首は行はぶること

團體協約種獲得斗争、即ち東支本部の持つた、斗争第一主義の  
協調主義への転向を論難す。代議員に向つて、河野清次は、同對  
關係に於て、第一更生案と前にして、東支は罷業斗争を棄するも  
のではない。些少の困難に關しては協約締結を要し、其の努力を  
して、罷業敢行の決意を持つ。ことに於ては、従来は組合方針を度  
も、では無いと述べてた。

この點に就いて、篠田も亦、同現下の社会狀況からして、罷業  
為すことは必ずしも組合員によき結果を期待し得らるるものな  
い。

組合が右傾化したものでない、その發展上團體協約の妥當性を  
認め、本案上提の運びとなつたのであると云ふ、柳島兼下代吉の  
團體協約締結に依つて彈圧が防衛出來ると考へる、は大なる認識  
不足である。巨額の債務と、赤字に見舞はれてゐる市電が假令協約  
を締結したところで、貸銀低下、徹首を絶對に行はないとは考へられ  
ない。且と斗争を強調すれば、熊本利男は同組合が無統制である、  
は免れぬ、強固なる組織と團結下に於ては非屈辱的締結をなすとき  
、斯る杞憂は無い。三年或は五年、締結の結果があるならば、労働  
組合受難時代であり防衛時代である今日、東支の為寧ろ有利ならば  
いかん、と結び、討論後三三字可修正を以て、満場一致團體協約締結  
を中心とする運動方針書全体に亘つて之と可決した。

議案(三)として規約改正案及自動車部提案の本部費値下案一現在  
十五銭を十銭とする)が上提せられた。後者に就いては電運部及非  
務部一部、反對意見に一時議場の活氣をみせたが、結局値下は前  
提として、新本部に依り、財政確立小委員会を設置し調査研究して  
、次期中央委員に於て決定すること、なつた。(大会後の情勢二十  
五頁参照)

次いで第二更生案反對斗争方針並爭議對策、電氣局公債二億三千